

岩見沢市軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成事業のご案内

岩見沢市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴がある児童の言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費等の助成を行っています。

対象児童

次の要件を全て満たす児童が対象です。

- ① 岩見沢市内に住所を有し、申請時点で18歳未満の方であること。
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方であること。
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する方であること。
- ④ 同一世帯内に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいないこと。

助成額・自己負担額

【助成額】

障害者総合支援法に基づく補装具費の算定基準のうち、「高度難聴用耳かけ型」の購入基準額と、実際に補聴器の購入に要する額のいずれか低い額。

【参考】H28基準額：46,007円 ※必要に応じてイヤモールド追加可

【自己負担額】

世帯区分	自己負担額
市町村民税非課税世帯・生活保護世帯	0円
市町村民税課税世帯	助成基準額の1割

※購入に要する費用が助成基準額を上回る場合の差額分については、世帯区分に関係なく自己負担となります。

申請に必要なもの

- ① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書
- ② 耳鼻咽喉科医師が必要事項を記載した意見書
- ③ ②の医師意見書に基づき補聴器販売業者等が発行した見積書
- ④ 岩見沢市において市町村民税の額が確認できない場合は、世帯全員の市町村民税額が確認できる書類
- ⑤ 印鑑（シャチハタは不可）

※ ①と②は指定の様式があります。また**補聴器購入前に申請が必要**です。

裏面も必ずお読みください。

申請手続きの流れ

①医師意見書	医師の診察（聴力検査等）を受けて、耳鼻咽喉科の医師による意見書の交付を受けてください。
②補聴器見積書	①の医師意見書に基づき、購入を予定している業者から必要となる補聴器の見積書をお願いしてください。
③申請書等の提出	次の書類を市役所に提出してください。 ○申請書 ○医師意見書 ○補聴器の見積書 ○市町村民税額が確認できる書類（※） （※）岩見沢市が保有する公簿等で市町村民税額が確認できる場合は省略できます。
④助成の決定	市で提出された申請書等を審査し、助成を決定した場合は、申請者に決定通知書・助成券等を送付します。
⑤補聴器の購入	決定通知書・助成券等を受けとったら、業者から補聴器を購入してください。自己負担額がある場合は、業者にお支払いください。助成券に補聴器の受領日等を記入し、業者にお渡しください。
⑥助成金の請求	業者が市に助成額の請求を行います。

（参考）聞こえの程度

聴力レベル (デシベル)	聴覚障害 の程度	聞こえ方	助成対象
0	正常		
30～	軽度	小さな声は聞こえづらい。普通の会話は聞こえる。	本事業の 助成対象
50～	中等度	普通の会話は聞こえづらい。大きな声で話せば聞こえる。	
70～	高度	耳元で大声で話さないと聞き取れない。	身体障害者 手帳の対象
90～	重度	耳元のかかなり大きな音なら聞こえる。ジェット機の音を感じられる程度。	

詳しい手続き方法などについては、こちらにお問い合わせください。

岩見沢市 健康福祉部 福祉課

障がい者福祉グループ（窓口3番）

電話：0126-23-4111（内線363） FAX：0126-23-0294

E-mail：fukushi@i-hamanasu.jp

〒068-8686岩見沢市場が丘1丁目1番1号